

一般社団法人 全国LPガス協会  
お客様相談所相談員研修会

# 改正個人情報保護法について

---

平成29年12月13日  
個人情報保護委員会事務局

# 目次

はじめに

1. 個人情報保護法とは

2. 個人情報とは

3. 事業者が守るべきルール

(1) 個人情報を取得・利用する時のルール

(2) 個人情報を保管する時のルール

(3) 個人情報を他人に渡す（もらう）時のルール

(4) 個人情報を外国にいる第三者に渡す時のルール

(5) 本人から個人情報の開示を求められた時のルール

4. 匿名加工情報とは

5. お役立ち情報

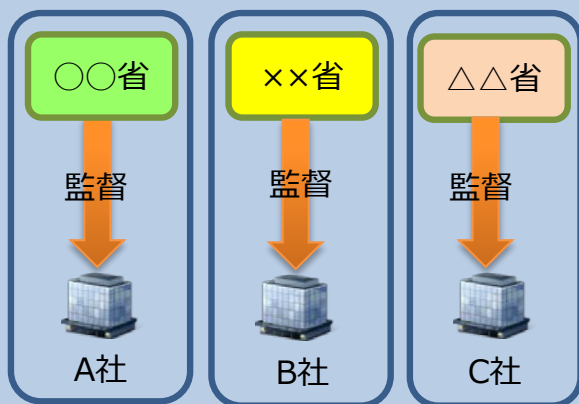
# はじめに

## ○個人情報保護委員会とは ※青字箇所は改正部分を示しています。

- 内閣府の外局、高い独立性のある行政機関
- 主務大臣が有していた監督権限を個人情報保護委員会へ一元化
- 事業者に対して、必要に応じて報告を求めたり立入検査を行うことができる  
また、実態に応じて、指導・助言、勧告・命令を行うことができる

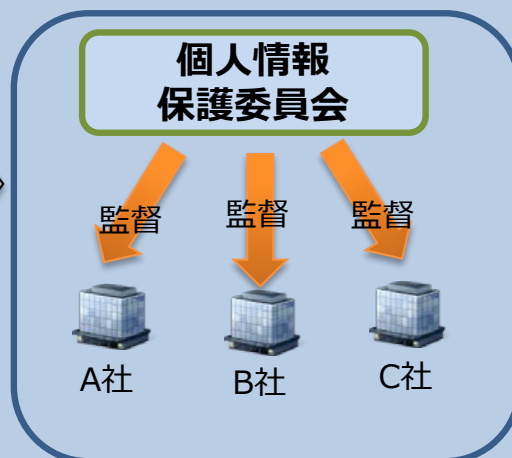
### 民間事業者の監督体制

#### 改正前（主務大臣制）



重畳的な監督、所管省庁が不明確  
といった課題

#### 改正法の全面施行後



一元的な監督体制

### 公的機関の監督体制\*

行政機関個人情報保護法  
(対象：国の行政機関)

独立行政法人  
個人情報保護法  
(対象：独立行政法人等)

個人情報保護条例  
(対象：地方公共団体等)

※公的機関の監督体制は、  
個人情報保護法の改正前後  
で変更はない。

(※)個人情報保護法の具体的な指針として定めた4つのガイドラインを規定  
「通則編(個人情報保護法全体の解釈、事例)」「外国にある第三者への提供編」  
「第三者提供時の確認・記録義務編」「匿名加工情報編」

# はじめに

## ○個人情報保護委員会とは

### 沿革

- 平成26年1月1日 特定個人情報保護委員会 設置  
(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第36条)
- 平成28年1月1日 個人情報保護委員会 設置  
(特定個人情報保護委員会から改組)

(個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律第1条及び第4条)

### 所掌事務

(第61条)

- ①マイナンバー制度に関する事務 (監視・監督、特定個人情報保護評価)
- ②個人情報保護法に関する事務、監視・監督 (個人情報保護法を所管)
- ③上記①、②に共通する事務 (広報・啓発、国際協力等)

### 組織

- 委員長1名・委員8名 (合計9名) の合議制 (行政委員会)
- 委員長・委員は独立して職権を行使 (任期5年)
- 委員会事務局の職員数 : 125名 (平成29年7月現在)



# 1. 個人情報保護法とは

- 個人の権利・利益の保護と個人情報の有用性とのバランスを図るための法律
- 基本理念を定めるほか、民間事業者の個人情報の取扱いについて規定

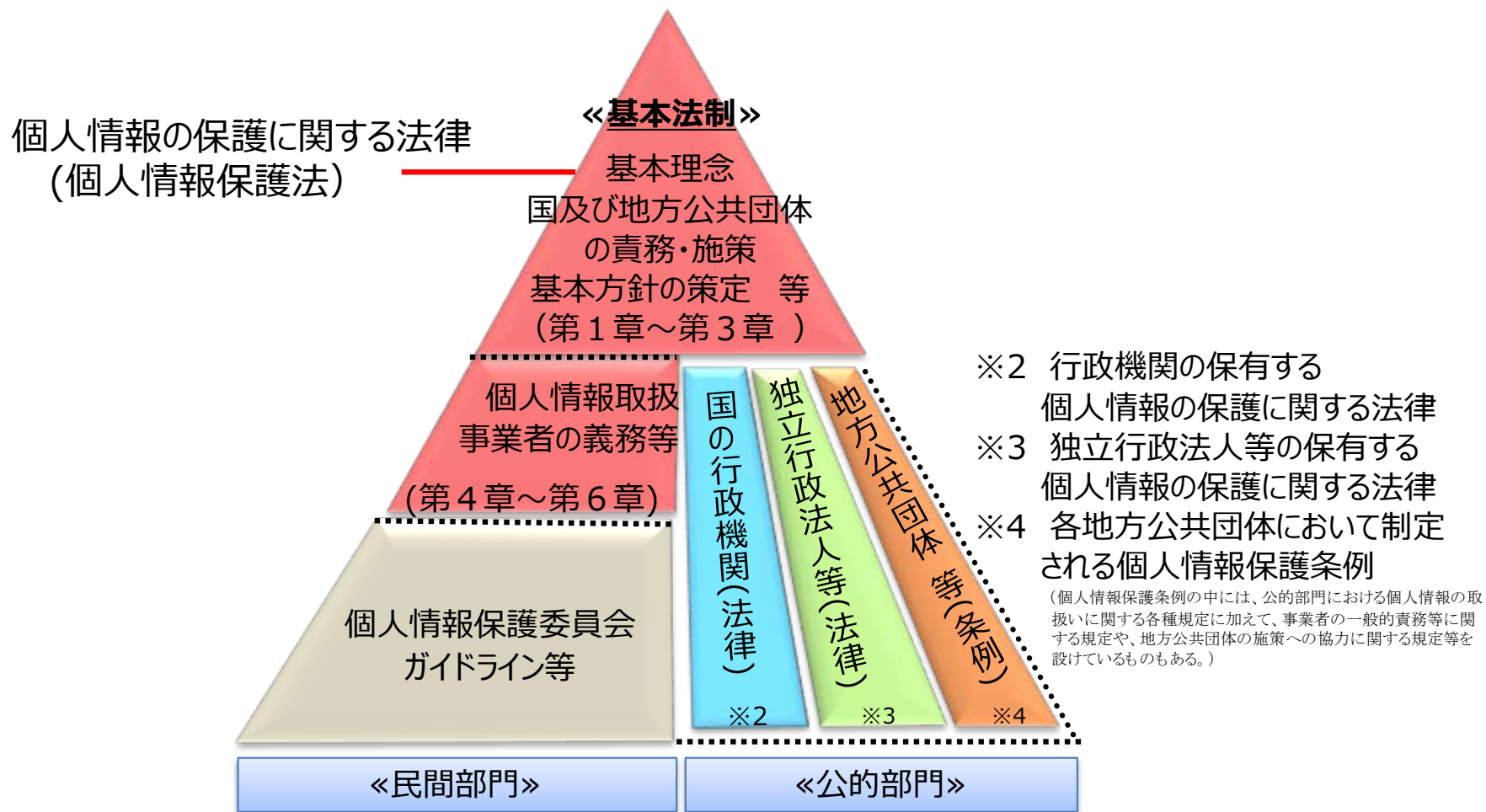


## 個人情報保護法の目的

### 第1条

この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大している ことに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

# 1. 個人情報保護法とは



# 1. 個人情報保護法とは

2003年「個人情報の保護に関する法律」成立（2005年全面施行）

## 環境の変化



情報通信技術の発展により、制定当時には想定されなかったパーソナルデータの利活用が可能に

### 1. グレーゾーンの拡大

個人情報に該当するかどうかの判断が困難ないわゆる「グレーゾーン」が拡大

### 2. ビッグデータへの対応

パーソナルデータを含むビッグデータの適正な利活用ができる環境の整備が必要

### 3. グローバル化

事業活動がグローバル化し、国境を越えて多くのデータが流通

# 1. 個人情報保護法とは

○平成27年9月 改正個人情報保護法が成立（施行は平成29年5月30日）

## ●改正のポイント●

### 1. 個人情報保護委員会の新設

個人情報取扱事業者に対する監督権限を各分野の主務大臣から委員会に一元化。

### 2. 個人情報の定義の明確化

- ①利活用に資するグレーゾーン解消のため、個人情報の定義に身体的特徴等が対象となることを明確化。
- ②要配慮個人情報（本人の人種、信条、病歴など本人に対する不当な差別又は偏見が生じる可能性のある個人情報）の取得については、原則として本人同意を得ることを義務化。

### 3. 個人情報の有用性を確保（利活用）するための整備

匿名加工情報（特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報）の利活用の規定を新設。

### 4. いわゆる名簿屋対策

- ①個人データの第三者提供に係る確認記録作成等を義務化。（第三者から個人データの提供を受ける際、提供者の氏名、個人データの取得経緯を確認した上、その内容の記録を作成し、一定期間保存することを義務付け、第三者に個人データを提供した際も、提供年月日や提供先の氏名等の記録を作成・保存することを義務付ける。）
- ②個人情報データベース等を不正な利益を図る目的で第三者に提供し、又は盗用する行為を「個人情報データベース提供罪」として処罰の対象とする。

### 5. その他

- ①取り扱う個人情報の数が5000以下である事業者を規制の対象外とする制度を廃止。
- ②オプトアウト（※）規定を利用する個人情報取扱事業者は所要事項を委員会に届け出ることを義務化し、委員会はその内容を公表。（※本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止する場合、本人の同意を得ることなく第三者に個人データを提供することができる。）
- ③外国にある第三者への個人データの提供の制限、個人情報保護法の国外適用、個人情報保護委員会による外国執行当局への情報提供に係る規定を新設。



## 2. 個人情報とは

### ○ 個人情報の定義

#### 【改正前】

第2条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

#### 【改正後】

第2条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。第十八条第二項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

- 二 個人識別符号が含まれるもの

※ 青字：改正部分    下線：変更のない部分

## 2. 個人情報とは

### ○ 個人識別符号とは

- 個人情報の定義の明確化を図るため、**その情報単体でも個人情報に該当することとした「個人識別符号」**の定義を設けた。（第2条第2項）
- 「個人識別符号」は以下①②の**いずれかに該当するもの**であり、政令・規則で個別に指定されている。（政令第1条、規則第3、4条）

① 身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号  
⇒ **DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋**

② サービス利用や書類において対象者ごとに割り振られる符号  
⇒ **公的な番号**

**旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、各種保険証等**



顔認識データ



指紋認識  
データ



旅券番号



運転免許証番号



マイナンバー

# 3.事業者が守るべきルール

## (1) 個人情報取得・利用する時のルール

⇒個人情報を取得した場合は、その利用目的を本人に通知、又は公表すること  
(あらかじめ利用目的を公表している場合を除く。)

## (2) 個人情報を保管する時のルール

⇒情報の漏えい等が生じないように安全に管理すること

## (3) 個人情報を他人に渡す（もらう）時のルール

⇒個人情報を本人以外の第三者に渡すときは、原則として、あらかじめ本人の同意を得ること

## (4) 個人情報を外国にいる第三者に渡す時のルール

## (5) 本人から個人情報の開示を求められた時のルール

⇒本人からの請求に応じて、個人情報を開示、訂正、利用停止等すること

# 3.事業者が守るべきルール

## (参考) 本人に「通知」、「公表」、「同意」とは

### ➤ 本人に「通知」とは

⇒**本人に直接知らしめること**をいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。

### ➤ 本人に「公表」とは

⇒**広く一般に自己の意思を知らせること**（不特定多数の人々が知ることができるように発表すること）をいい、公表に当たっては、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、合理的かつ適切な方法によらなければならない。

### ➤ 本人の「同意」とは

⇒本人の個人情報が、個人情報取扱事業者によって示された取扱方法で取り扱われることを承諾する旨の当該**本人の意思表示**をいう（当該本人であることを確認できていることが前提となる）。

なお、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について、未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得ること。

# 3.事業者が守るべきルール

## 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報



## 保有個人データ

その事業者に開示等の権限のある個人データ (6ヶ月以内に消去するものを除く)



※他の事業者からデータ編集作業のみ委託されて渡された個人データなどは、保有個人データには該当しない

# 3.事業者が守るべきルール (1) - 取得・利用

## 【個人情報を取得する前】

- ①個人情報の**利用目的を特定**する。(第15条)

## 【個人情報を取得するとき】

- ①**利用目的を予め公表**するか、取得する時に本人に**通知または公表**する。(第18条)  
(書面での取得の場合は、利用目的を本人に**明示**する。)
- ②**要配慮個人情報**を取得する場合は、原則本人の**同意**を得る。(第17条)  
⇒詳細は次ページを参照
- ③不正の手段による取得はしない。(第17条)

## 【個人情報を利用するとき】

- ①利用目的の範囲内で利用する。(第16条)
- ②**利用目的の範囲を超える場合は、本人の同意**を得る。(第16条)
- ③利用目的を変更することもできる。(関連性があると合理的に認められる場合に限る) (第15条)  
その際は変更された利用目的を本人に**通知または公表**する。(第18条)  
※法改正により当初の利用目的から新たな利用目的への変更の要件が緩和された

## 【個人情報の取扱いに関する苦情を受けたとき】

- 適切かつ迅速な処理に努める。(第35条)

# 3.事業者が守るべきルール (1) - 取得・利用

## ○要配慮個人情報

本人に対する不当な差別、偏見が生じないように特に配慮を要するものとして、「要配慮個人情報」の定義を新設し、取得、第三者提供する際には、原則として本人の同意を得ることが必要となった。(第17条第2項)

### 要配慮個人情報

- ①人種
- ②信条
- ③社会的身分
- ④病歴
- ⑤犯罪の経歴
- ⑥犯罪の被害事実
- ⑦政令で定めるもの

### 要配慮個人情報の取得・提供

取得



事業者

原則、本人の  
同意を得る

### ⑦の政令の内容 (政令第2条、規則第5条)

- ・身体障害・知的障害・精神障害等があること
- ・健康診断その他の検査の結果
- ・保健指導、診療・調剤情報
- ・本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索等の刑事事件に関する手続が行われたこと
- ・本人を非行少年又はその疑いのある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたこと

# 3.事業者が守るべきルール (2) - 安全管理措置

## 【個人データを保管・管理するとき】

- ① 正確で最新の内容に保ち、必要なくなったときはデータを**消去するよう努める**。(第19条)
- ② 安全管理措置を講じる。(第20条)
- ③ 従業員に対して、必要かつ適切な監督を行う。(第21条)
- ④ 委託する場合、委託先に対して必要かつ適切な監督を行う。(第22条)

- 法改正により、**取り扱う個人情報数が5000人以下である事業者を規制の対象外とする制度を廃止**
- ガイドラインでは、安全管理措置について、一般的な義務・手法例とは別に、**小規模の事業者**においても履行し得るような手法例を示している（通則編P86～P98）

※ガイドラインにおける「小規模の事業者」とは、

- **従業員の数が100人以下の事業者**であって、次に掲げる事業者を除く事業者

① **取り扱う個人情報数が5,000人分超の事業者**

② **委託に基づいて個人データを取り扱う事業者**

※安全管理措置として求められる要素の例

「取扱の基本的なルールを決める」、「従業員を教育する」、

「関係者以外が個人データを見れないようにする（漏えい防止含む。）」、


「PC等を用いて利用する場合はセキュリティ対策ソフトウェア等を導入する」等

- 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）等がホームページで公表している**セキュリティ対策等を参考にすることも考えられます**




# 3.事業者が守るべきルール (2) - 安全管理措置

## ！ 小規模事業者向けの安全管理措置の手法例とヒント

講じなければならない措置	手法例	ヒント 
1 基本方針の策定	※この項目は、義務ではありません。	<ul style="list-style-type: none"> <li>義務ではありませんが、策定しておくことで、従業員教育に役立ちます。</li> </ul>
2 個人データの取扱いに係る規律の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人データの取得、利用、保存等を行う場合の基本的な取扱方法を整備する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の業務マニュアル・チェックリスト・フローチャート等に個人情報の取扱いの項目を入れるのも一案。</li> </ul>
3 組織的安全管理措置		
①組織体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人データを取り扱う従業員が複数いる場合、責任ある立場の者とその他の者を区分する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リスク分散の観点から、誰かがチェックできると良いということです。</li> </ul>
②個人データの取扱いに係る規律に従った運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>あらかじめ整備された基本的な取扱方法に従って個人データが取り扱われていることを、責任ある立場の者が確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務日誌やチェックリスト等を活用し、確認を。</li> </ul>
③個人データの取扱状況を確認する手段の整備		
④漏えい等の事案に対応する体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>漏えい等の事案の発生時に備え、従業員から責任ある立場の者に対する報告連絡体制等をあらかじめ確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ほう・れん・そう」の中に、個人情報の漏えい事案を。</li> </ul>
⑤取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>責任ある立場の者が、個人データの取扱状況について、定期的に確認を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①～④のプロセスで気づいたリスクがあれば、改善を。</li> </ul>


# 3.事業者が守るべきルール (2) - 安全管理措置

## ！ 小規模事業者向けの安全管理措置の手法例とヒント

講じなければならない措置	手法例	ヒント 
4 人的安全管理措置		
従業員の教育	<ul style="list-style-type: none"><li>● 個人データの取扱いに関する留意事項について、従業員に定期的な研修等を行う。</li><li>● 個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則等に盛り込む。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 集合研修に限らず、朝礼等の際に定期的に注意喚起を。</li></ul>
5 物理的安全管理措置		
①個人データを取り扱う区域の管理	<ul style="list-style-type: none"><li>● 個人データを取り扱うことのできる従業員及び本人以外が容易に個人データを閲覧等できないような措置を講ずる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 誰でも見られる場所に放置しない。</li></ul>
②機器及び電子媒体等の盗難等の防止	<ul style="list-style-type: none"><li>● 個人データを取り扱う機器、個人データが記録された電子媒体又は個人データが記載された書類等を、施錠できるキャビネット・書庫等に保管する</li><li>● 個人データを取り扱う情報システムが機器のみで運用されている場合は、当該機器をセキュリティワイヤー等により固定する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 書類や電子媒体をきちんと管理。</li></ul>
③電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止	<ul style="list-style-type: none"><li>● 個人データが記録された電子媒体又は個人データが記載された書類等を持ち運ぶ場合、パスワードの設定、封筒に封入し鞆に入れて搬送する等、紛失・盗難等を防ぐための安全な方策を講ずる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 電子媒体にはパスワードを。置き忘れ等にも注意を。</li></ul>

# 3.事業者が守るべきルール (2) - 安全管理措置

## ！ 小規模事業者向けの安全管理措置の手法例とヒント

講じなければならない措置	手法例	ヒント 
5 物理的安全管理措置		
④個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄	<ul style="list-style-type: none"><li>● 個人データを削除し、又は、個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄したことを、責任ある立場の者が確認する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 書類であれば、焼却、シュレッダー処理を、機器・電子媒体等であれば、データ削除ソフトウェアの利用や物理的な破壊等を。</li></ul>
6 技術的安全管理措置		
①アクセス制御	<ul style="list-style-type: none"><li>● 個人データを取り扱うことのできる機器及び当該機器を取り扱う従業者を明確化し、個人データへの不要なアクセスを防止する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 必要のない者の個人情報へのアクセスを制限するため、個人情報を含むファイルにパスワードを。</li></ul>
②アクセス者の識別と認証	<ul style="list-style-type: none"><li>● 機器に標準装備されているユーザー制御機能（ユーザーアカウント制御）により、個人情報データベース等を取り扱う情報システムを使用する従業者を識別・認証する。</li></ul>	
③外部からの不正アクセス等の防止	<ul style="list-style-type: none"><li>● 個人データを取り扱う機器等のオペレーティングシステムを最新の状態に保持する。</li><li>● 個人データを取り扱う機器等にセキュリティ対策ソフトウェア等を導入し、自動更新機能等の活用により、これを最新状態とする。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● セキュリティ対策ソフトウェアを最新の状態に。</li></ul>
④情報システムの使用に伴う漏えい等の防止	<ul style="list-style-type: none"><li>● メール等により個人データの含まれるファイルを送信する場合に、当該ファイルへのパスワードを設定する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● それほど難しい操作ではないので、メール送信時にはパスワードを。</li></ul>

# 3.事業者が守るべきルール (2) - 安全管理措置

## 【事業者において個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応（概要）】

### 対象 事案

- ✓ 個人データ（特定個人情報に係るものを除く。）の漏えい、滅失又は毀損
- ✓ 加工方法等情報（匿名加工情報の加工の方法に関する情報等）の漏えい
- ✓ これらのおそれ

### 望ましい対応

- ①事業者内部における報告及び被害の拡大防止
- ②事実関係の調査及び原因の究明
- ③影響範囲の特定
- ④再発防止策の検討及び実施
- ⑤影響を受ける可能性のある本人への連絡（事案に応じて）
- ⑥事実関係及び再発防止策等の公表（事案に応じて）

### 努力義務

### 個人情報保護委員会等への 速やかな報告

※事業分野によっては、**認定個人情報保護団体**や権限の委任を受けた**事業所管大臣**が報告先となることがあります。  
※なお、別途、業法等で監督当局への報告が義務付けられている場合もある為、注意が必要です。

# 3.事業者が守るべきルール (3) - 第三者に渡す場合

## 【個人データを第三者に提供するとき】

- 以下のいずれかの場合に、個人データを第三者に提供できる。(第23条)
- 第三者に提供した場合・第三者から提供を受けた場合は、**一定事項を記録し、一定期間保存する。**

1. 本人の同意を得る。

2. 本人の同意を得ない場合で、以下 i ~ iii のいずれかに該当する。※ i、iii は記録の作成不要

### i .以下の①～④のいずれかの場合

- ①法令に基づく場合 (例：警察、裁判所、税務署等からの照会)
- ②人の生命、身体又は財産の保護のため (かつ本人の同意を得ることが困難)  
(例：災害時の被災者情報の家族・自治体等への提供)
- ③公衆衛生・児童の健全な育成のため (かつ本人の同意を得ることが困難)  
(例：児童生徒の不登校や、児童虐待のおそれのある情報を関係機関で共有)
- ④国の機関等への協力 (例：国や地方公共団体の統計調査等への回答)

### ii .以下 3 点すべてを行う (いわゆるオプトアウト手続)※要配慮個人情報には適用されない

- 本人の求めに応じて、その本人のデータの提供を停止することとしている。
- 以下の①～⑤を委員会の規則に従って、あらかじめ本人に通知する、又は継続的にHPに掲載するなど、本人が容易に知ることができる状態にしておく。
  - ①第三者提供を利用目的としていること、②提供される個人データの項目、③提供の方法、
  - ④本人の求めに応じて提供を停止すること、⑤本人の求めを受け付ける方法
- 本人に通知した事項を個人情報保護委員会に届け出る。(個人情報保護委員会はこれを公表)

※オプトアウト手続の中で個人情報保護委員会への届出が追加され、同委員会が届出事項をホームページ等で掲載することにより、本人が必要に応じて提供停止を求めやすくなった

### iii .業務の委託、事業の承継、共同利用を行う

# 3.事業者が守るべきルール (3) - 第三者に渡す場合

## 【個人データの提供の際の記録を作成するとき】

### 1. 本人の同意による第三者提供を行う場合。

- ①法第23条第1項または法第24条の本人の同意を得ている旨
- ②当該第三者の氏名または名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項  
(不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨)
- ③当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
- ④当該個人データの項目

### 2. オプトアウトによる第三者提供を行う場合。

- ①当該個人データを提供した年月日
- ②～④は1.本人の同意による第三者提供を行う場合と同様。

## 【個人データの受領の際の記録を作成するとき】

### 1. 本人の同意による第三者提供を受ける場合。

- ①法第23条第1項または法第24条の本人の同意を得ている旨
- ②当該第三者の氏名または名称及び住所ならびに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者または管理人の定めにあるものにあつては、その代表者または管理人）の氏名
- ③当該第三者による当該個人データの取得の経緯
- ④当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
- ⑤当該個人データの項目

### 2. オプトアウトによる第三者提供を受ける場合。

- ①個人データの提供を受けた年月日 ⑥個人情報保護委員会により公表されている旨
- ②～⑤は1.本人の同意による第三者提供を受ける場合と同様。



# 3.事業者が守るべきルール (3) - 第三者に渡す場合

## ○記録義務に関する委員会規則（規則第12条～18条）の内容

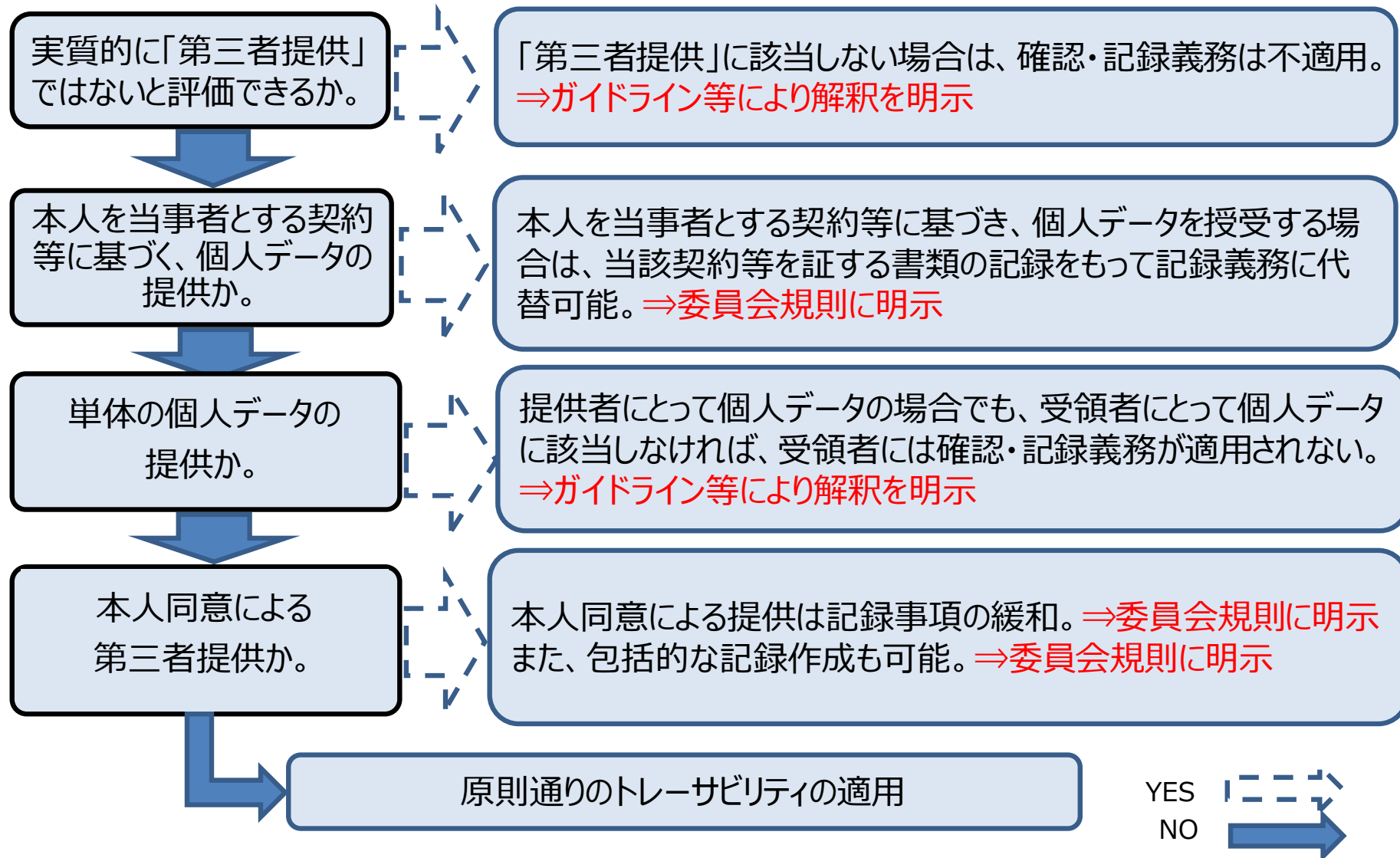
本規定は名簿屋対策が目的のため、一般的なビジネスの実態に配慮して次のとおり整理する。

- 記録事項として、第三者提供について本人同意がある場合は、提供年月日の記録は不要とする。
- 記録の保存期間については、原則3年とするが、本人に対する物品等の提供に関連して本人同意のもとで第三者提供した場合は1年とする。
- 本人との契約等に基づく提供については、既存の契約書等で代替可能とする。
- 反復継続して提供する場合は包括的な記録で足りることとする。

**ガイドラインでは、一般的なビジネスの実態に配慮して、次のようなケースでは確認・記録義務がかからないと整理（解釈で対応）**

- ・本人による提供と整理できるケース（例：SNS上の個人のプロフィール）
- ・本人に代わって提供と整理できるケース（例：銀行振込）
- ・本人側への提供と整理できるケース（例：同席している家族）
- ・「個人データ」に該当しないと整理できるケース（例：名刺1枚） 等

# 3.事業者が守るべきルール (3) - 第三者に渡す場合



※平成28年7月29日付委員会資料「改正個人情報保護法第25条・第26条の確認・記録義務の方向性と委員会規則（案）の対応表」より抜粋



### 3.事業者が守るべきルール (4) - 外国の第三者に渡す場合

#### 【個人データを外国にある第三者へ提供するとき】

以下①～③のいずれかの場合に、個人データを外国にある第三者に提供できる。(第24条)

- ① 外国にある第三者へ提供することについて、本人の同意を得る。
- ② 外国にある第三者が個人情報委員会の規則で定める基準に適合する体制を整備している。(※)
- ③ 外国にある第三者が個人情報保護委員会が認めた国に所在する場合

※②と③の場合は、国内の事業者への提供と同等の取扱いが認められるため、本人の同意を得ない提供(オプトアウト手続、業務の委託、事業の承継、共同利用)も例外的に行うことができる。

(※) 具体的には、以下が該当します。

○外国の第三者において、個人情報保護法の趣旨に沿った措置を実施することが、委託契約・共通の内規・個人データを提供する者がAPEC越境プライバシールール(CBPR)システムの認定を受ける等によって担保されていること

○外国の第三者が個人情報の取扱いに関する国際的な枠組み(例:APEC越境プライバシールール(CBPR)システム)に基づく認定を受けていること

※APEC越境プライバシールール(CBPR)システムについて、ご興味のある方は、当委員会のウェブサイトの説明資料を掲載していますので、是非ご覧ください。

URL : [http://www.ppc.go.jp/files/pdf/CBPR\\_ppc.pdf](http://www.ppc.go.jp/files/pdf/CBPR_ppc.pdf)

# 3.事業者が守るべきルール (5) - 開示請求への対応

## 【保有個人データに対する開示請求等への対応】

1. ①事業者の名称  
②利用目的  
③請求手続  
④苦情申出先、  
⑤加入している認定団体個人情報保護団体の名称・苦情申出先  
を本人の知り得る状態に置く。(第27条)
  
2. 本人から開示を**請求**された場合、原則本人に開示する。(第28条)
  
3. 本人からの**請求**に応じて、
  - ①内容に誤りがある場合には、訂正・削除をする。(第29条)
  - ②利用目的制限(第16条)、適正取得(第17条)違反の場合、利用停止・消去する。第三者提供の制限(第23条第1項)、外国の第三者への提供制限(第24条)違反の場合、第三者への提供を停止する。(第30条)

※改正前は保有個人データの開示等の「求め」は、「裁判所に訴えを提起することができる権利(請求権)」であると明確にされていなかったが、**法改正により「請求権」であることが明確化された**

# 3.事業者が守るべきルール - 罰則

## ○国の監督 (第40条～46条)

国は事業者に対して、必要に応じて報告を求めたり立入検査を行うことができる。  
また、実態に応じて、指導・助言、勧告・命令を行うことができる。

※法改正により個人情報保護委員会に監督権限が一元化され、立入検査、指導の権限が追加された

## ○罰則

- ・国からの命令に違反した場合 (第84条)  
⇒6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- ・虚偽の報告等をした場合 (第85条)  
⇒30万円以下の罰金
- ・従業員等が不正な利益を図る目的で個人データベース等を提供、  
又は、盗用した場合 (個人情報データベース等不正提供罪) (第83条)  
⇒1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

※改正前は、不正な利益を図る目的で個人情報を提供した者に対して、その個人に適用できる罰則規定がなかったが、改正法では、新しく「個人情報データベース等不正提供罪」が設けられた

### 3.事業者が守るべきルール – 適用除外

#### ○個人情報保護法の適用が除外される事業者（第76条）

個人情報取扱事業者のうち、次に掲げる者が、それぞれ定められた目的で、個人情報等を取り扱う場合は、法の適用除外とされている。

##### ①放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関

⇒報道の用に供する目的

##### ②著述を業として行う者

⇒著述の用に供する目的

##### ③大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者

⇒学術研究の用に供する目的

##### ④宗教団体

⇒宗教活動の用に供する目的

##### ⑤政治団体

⇒政治活動の用に供する目的

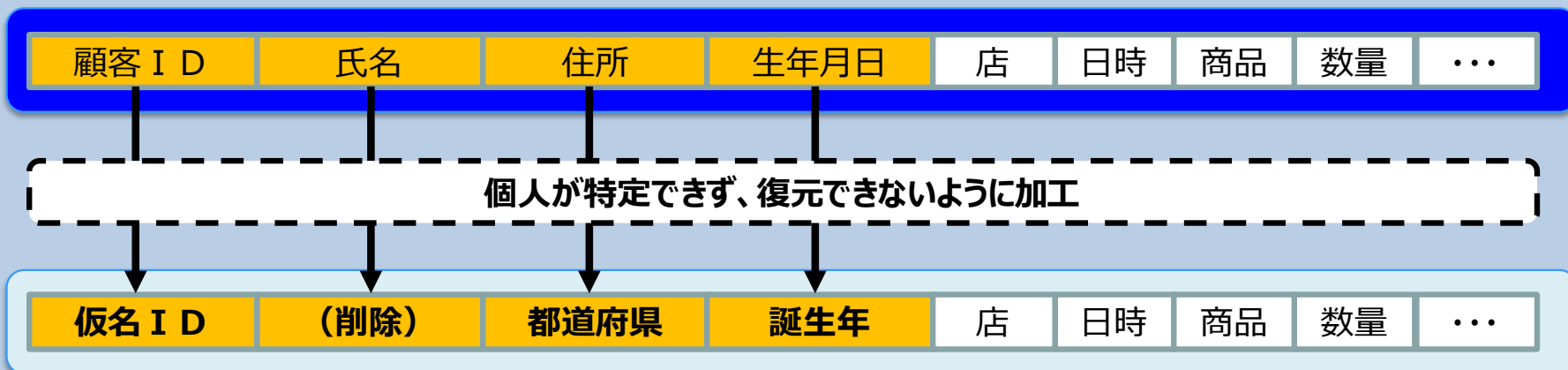
# 4.匿名加工情報とは

## ○匿名加工情報の概要

個人情報を**特定の個人を識別することができず**、かつ、当該個人情報を**復元することができないようにしたもの**を「匿名加工情報」と定義し、本人の同意に代わる一定の条件の下、自由に利活用できる環境が整備された。

### 匿名加工情報のイメージ

売り上げデータ（個人情報）



売り上げデータ（匿名加工情報）

※実際の加工方法は個人情報保護委員会規則で定めらるゝこととされている

## 4.匿名加工情報とは

### ○匿名加工情報取扱事業者等の義務

#### 【匿名加工情報を作成するとき】（第36条）

- ①適正な加工を行う。
- ②安全管理措置を講じる。
- ③匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表する。
- ④加工前の個人情報における本人の特定をしようとするしない。
- ⑤苦情の処理等に努める。

#### 【匿名加工情報を第三者へ提供するとき】（第36条、第37条）

- ①提供する匿名加工情報に含まれる「情報の項目」と「提供の方法」を公表する。
- ②提供先に対して匿名加工情報であることを明示する。

#### 【匿名加工情報を第三者から受領するとき】（第38条、第39条）

- ①加工前の個人情報における本人の特定をしようとするしない。
- ②苦情の処理等に努める。

# 4.匿名加工情報とは

## 「匿名加工情報」に関する規則の内容

匿名加工情報の作成方法に関して、最低限の規律として、次の措置を講ずることを求める。  
なお、詳細は自主ルールに委ねる。

- ① **特定の個人を識別することができる記述等（例：氏名）の全部又は一部を削除**（置換を含む。以下同じ。）すること
- ② **個人識別符号の全部を削除**すること
- ③ **個人情報と他の情報とを連結する符号**（例：委託先に渡すために分割したデータとひも付けるID）を削除すること
- ④ **特異な記述等（例：年齢116歳）を削除**すること
- ⑤ 上記のほか、個人情報とデータベース内の他の個人情報との差異等の**性質を勘案し、適切な措置**を講ずること

ガイドラインでは、規則第19条で定められた匿名加工情報の作成方法に関する上記の基準等について、具体的な事例等も交えて、分かりやすく示している。

その他、匿名加工の手法、データ処理等について、認定個人情報保護団体の自主ルールを作成する際の参考となる事項、考え方について示す事務局レポートも作成している。

# 4.匿名加工情報とは

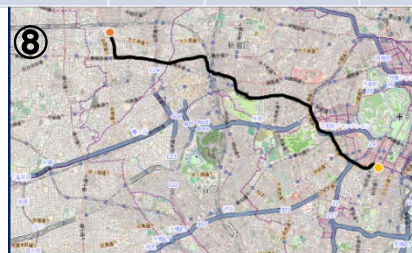
## ○ 匿名加工情報のユースケースと加工例（移動履歴の事例）

- 自動車会社が車載通信機を介して取得する位置情報を加工して、一般事業者（小売業）に提供。  
提供を受けた事業者は、匿名加工情報に含まれる消費者属性や移動履歴を店舗出店計画に活用。

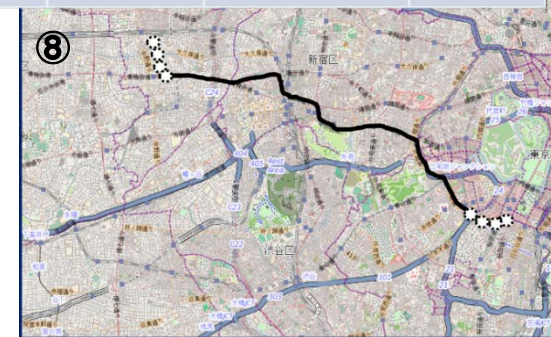


項目	加工例
① 氏名	削除
② 性別	加工無し
③ 生年月日	年代に置き換え
④ 電話番号	削除
⑤ 住所	居住エリアに置き換え
⑥ 車種名	車両カテゴリに置き換え
⑦ 車両識別番号	削除
⑧ 緯度・経度	各移動履歴の始点・終点 (数分間)を削除

① 氏名	② 性別	③ 生年月日	④ 電話番号	⑤ 住所	⑥ 車種	⑦ 車両識別No.
加藤 りえ	女	1983年12月9日	090-4444- YYYY	東京都千代田区霞が関 Y-Y-Y	ハック	8L3JHE4K1



② 性別	③ 年代	⑤ 居住エリア	⑥ 車両タイプ
女	30代	東京都千代田区	コンパクト





# 5.お役立ち情報 ① - 認定個人情報保護団体

## ○認定個人情報保護団体の制度（第47条～58条）

- 事業者の個人情報の適切な取扱いの確保を目的として、国の認定を受けた民間団体。
- 対象事業者への情報提供、個人情報に関する苦情の処理等を行う。

### 認定個人情報保護団体の役割

業界の特性に応じた自主的なルール  
（「個人情報保護指針」）を作成する  
よう努める義務。  
また、対象事業者が指針を遵守する  
よう指導・勧告を行う義務。



国認定

認定個人情報保護団体  
（民間団体）

対象事業者の個人情報の取扱い  
に関する苦情を処理する義務。

情報提供  
指導・勧告

苦情処理



対象事業者



消費者

## 5.お役立ち情報 ② - お問い合わせ先

### ○苦情・相談のお問合せ先

#### ● 個人情報保護法に関する質問等

個人情報保護法の解釈についての一般的な質問や、事業者における取扱いに関する苦情等は下記にご連絡ください。

個人情報保護法相談ダイヤル

03-6457-9849

くわしく

受付時間 土日祝日及び年末年始を除く 9:30～17:30

#### ● 事業者の個人情報の取扱いに関する苦情相談

事業者の個人情報の取扱いに関する苦情相談は、以下の窓口にお問合せください。

- 事業者の苦情受付窓口
- 消費生活センター等の地方公共団体の窓口
- 認定個人情報保護団体 など

## 5.お役立ち情報 ② - お問い合わせ先

### マイナンバー苦情あっせん相談窓口

個人情報保護委員会では、マイナンバー(個人番号)の取扱いに関する苦情の申出についての必要なあっせんを行うため、電話による苦情あっせん相談窓口を設置しています。

マイナンバー(個人番号)の取扱いに関する苦情をお持ちの方なら、どなたでもご利用いただけます。

# 03-6457-9585

土日祝日及び年末年始を除く 9:30～17:30

#### ○ 相談窓口にできること

- 1 苦情の内容を所掌する他の相談窓口の紹介
- 2 苦情の相手方への苦情の内容の伝達(委員会が必要と認めた場合)
- 3 番号法に定められた措置等に反する行為があった場合の監督部門への取次ぎ
- 4 苦情をめぐって、苦情の相手方と争いが生じた場合のあっせん

#### ○ 相談例

- 1 事業者で苦情を申し立てたが、対応してもらえない。
- 2 事業者の苦情に対する対応に不満があるが、どうしたらよいか分からない。
- 3 事業者でマイナンバー(個人番号)が漏えいしており、自分の情報が流出している可能性がある。
- 4 番号法で定められた措置がなされず、自分の情報が適正に管理されていない。
- 5 ある事業者でマイナンバー(個人番号)に関する不適切な処理がなされている。



愛称: マイナちゃん

## 5.お役立ち情報 ③ - 参考資料

### ○個人情報保護法に関する参考資料

本資料は、個人情報保護法の概要をまとめたものであり、事業者の義務や例外規定の全てを記載したものではありません。

個人情報保護法の解釈やより詳細な内容については、以下のウェブページをご参照下さい。

- 個人情報保護委員会ホームページ

<https://www.ppc.go.jp/>

- 法令・ガイドライン等

<https://www.ppc.go.jp/personal/legal/>

- 中小企業サポートページ（個人情報保護法）

[https://www.ppc.go.jp/personal/chusho\\_support/](https://www.ppc.go.jp/personal/chusho_support/)

- 政府インターネットテレビ「これだけは知っておきたい個人情報の取扱いルール～名簿を作成する人必見！～」

<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg16085.html>



# 5.お役立ち情報 ④ - 「これだけは！」10のチェックリスト

分類	No	チェック項目	ポイント	関連ページ
取得・利用	1	取り扱っている個人情報について、利用目的を決めていますか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>目的は具体的に。               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「新商品のご案内の送付のため」</li> <li>× 「当社の事業のため」</li> </ul> </li> </ul>	P12
	2	その利用目的は、本人に通知するか公表していますか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>取得の状況からみて利用目的が明らかなら、通知・公表は不要。</li> </ul>	P12
保管	3	（組織的安全管理措置） 個人情報の取扱いのルールや責任者を決めていますか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報の保管場所や漏えい発生時の社内の報告先は決まっていますか？</li> </ul>	P14,15
	4	（人的安全管理措置・従業者監督） 個人情報の取扱いについて従業員に教育を行っていますか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報の保管場所等のルールは周知できていますか？</li> </ul>	P14,16
	5	（物理的安全管理措置） 個人情報が含まれる書類や電子媒体について、誰でも見られる場所・盗まれやすい場所に放置していませんか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>不要になった情報は適切に廃棄・削除することも大切。</li> </ul>	P14,16
	6	（技術的安全管理措置） パソコン等で個人情報を取り扱う場合、セキュリティ対策ソフトウェア等をインストールして最新の状態にしていますか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>ログイン時にパスワードを要求したり、ファイルにパスワードをかけることも大切。</li> </ul>	P14,17

※このチェックリストは、主に中小企業を対象に、個人情報保護法を遵守できているかどうか確認する際の参考に作成したものです。個人情報保護法のルールの詳細は、本シンプルレッスンの関連ページや、個人情報保護委員会のガイドラインを参照してください。

## 5.お役立ち情報 ④ - 「これだけは！」10のチェックリスト

分類	No	チェック項目	ポイント	関連ページ
保管	7	個人情報の取扱いを委託する場合、契約を締結する等、委託先に適切な管理を求めていますか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託先にも安全管理を徹底してもらうということ。</li> </ul>	P14
提供	8	本人以外に個人情報を提供する場合、本人に同意をとっていますか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>法令に基づく場合（警察や裁判所からの照会等）や、委託に伴う提供には同意不要。</li> </ul>	P19
	9	本人以外に個人情報を提供したり、本人以外から個人情報を受け取る際、相手方や提供年月日等について記録を残していますか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>法令に基づく場合（警察や裁判所からの照会等）や、委託に伴う提供には記録不要。</li> </ul>	P20,21
開示請求等	10	本人から自分の個人情報を見せてほしいと言われたり、訂正してほしいと言われた際には、対応していますか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>開示等の請求に対応する人は決まっていますか？</li> </ul>	P24

※このチェックリストは、主に中小企業を対象に、個人情報保護法を遵守できているかどうか確認する際の参考に作成したものです。個人情報保護法のルールの詳細は、本シンプルレッスンの関連ページや、個人情報保護委員会のガイドラインを参照してください。